

ISSN 1341-9021

関西教育学会紀要

第 23 号

関西教育学会

1999

生涯スポーツ事業の行政評価

— 京都府船井郡6町における事業の実態と担当者の意識 —

明治鍼灸大学 市川 哲
関西大学 三浦 敏弘

1 課題意識と調査の目的

スポーツは競技 (game) のように勝敗を競うことを目的とする競技スポーツと労働を含む生活を見極め、身体の調子や体力に応じて健康との係わりを考慮して実施される日常スポーツに大別できる⁽¹⁾。戦前においても競技スポーツは中等学校や高等学校、大学の学生が主に担うものとして盛んであった。なるほど、学校体育を含み込む「国民体育」という概念はあったが、それは国民の体力管理という国策から生じたものであり、国民の福祉を目的とするものではなかった⁽²⁾。戦前、庶民にとってスポーツはせいぜい「見るべきもの」であったのであり、健康と楽しみのために庶民自らが行う日常スポーツは戦後になって成立した概念であると考えてよい⁽³⁾。

この日常スポーツは、市民スポーツ、住民スポーツ、あるいは地域スポーツと呼ばれてきたが、今日、生涯学習社会論とも相まって、生涯スポーツと総称されている。厨義弘らは福岡市の市民スポーツ調査をもとに、戦後の日常スポーツの展開段階を、1. 地域網羅型の行事中心の時代、2. 勝利志向型スポーツへの傾斜と行政主導型「みんなのスポーツ」の時代、3. 「私民的」スポーツ活動隆盛の時代、4. 地域に根ざす自律型、自己実現型スポーツの萌芽、発展の時代、の四段階に分けている⁽⁴⁾。今日、地域によって強弱はあるとしても、これら各段階の日常スポーツが混在し、重疊的に存在するのが地域の生涯スポーツの実状であると考えられる。

こうした地域のスポーツ活動に教育行政は、従来から社会教育（社会体育）行政として、今日においては生涯学習行政として係わるが、その関与の仕方は大きく二つある。第一は、指導者や施設等のいわば生涯スポーツのインフラの整備に係わる支援である。第二は、地域の人々が日常スポーツに親しんだり、また、行うきっかけともなるスポーツ事業を主催し、支援する活動である。

後者の生涯スポーツ事業の主催や支援については、毎年新しい事業を企画し、実施するというわけではなく、また、そうした事業の多くに体育振興会や体育協会等、地域のスポーツ関係諸団体が関与していることもあり、ほとんどが継続事業として行われているのが実態で

ある。したがって、実施されている生涯スポーツ事業は、住民の要求を満たし、住民が支持するから継続されてきたとも考えられなくはないが、その一方で「例年通り」ということで続いてきた事業もあることが十分に考えられる。

行政事業については、本来、事業の結果を評価の対象とし、初期の計画に組み入れられた目的がどこまで達成され、いかなる影響やインパクトを地域や住民にもたらしているかを明らかにした上で、さらに続ける価値があるかどうか、またその見直しの必要性があるかどうかを検討する行政評価が必要である。ところが事業を見直すためのそうした評価（事後的評価）は、多かれ少なかれ行政組織が実施してきた活動の結果を振り返り、それに評価を加えることであるため、「その具体的な手法の検討は、長い間未着手のまま取り残されてきている」とされる⁽⁵⁾。もちろん生涯スポーツ行政の場合もそうした評価が十分でないことが大いに考えられるところである⁽⁶⁾。

そこで、われわれは生涯スポーツ事業がその目的⁽⁷⁾を効果的に実現するためにも事業評価が必要であると考え、実際の行政場面における評価に関する基礎的な調査を行った。

2 調査の方法

1998年2月に京都府船井郡6町（瑞穂町、丹波町、和知町、日吉町、園部町、八木町）の生涯スポーツ担当者に対して実施した教育委員会が係わる生涯スポーツ事業に関するアンケート調査がそれである。調査にあたっては直接面談のうえ調査票を渡し、後ほど郵送で回収した。本稿ではこの調査結果をもとに、生涯スポーツ事業の実態と事業評価に関する担当者の意識について述べる⁽⁸⁾。

3 調査結果と考察

3-1 生涯スポーツ事業の実態とその評価

アンケートでは、教育委員会が主催または後援、さらには補助金を支出するスポーツ関連事業の中で生涯学習に係わる「基本構想」や、そういった「構想」がない場合は「社会教育計画」（「社会教育法」第17条第1項1号）との関連があるもの、あるいは関連が強く意識されているものをあげてもらった。

なお、ここでいう「構想」は「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第5条により都道府県が定める「生涯学習振興基本構想」に準じて、町が独自に定める「構想」を指す。法律は市町村に「生涯学習振興基本構想」に類するものの作成を求めているが、その必要性については指摘され⁽⁹⁾、かつ市町村の中にはそうした「構想」をもつところもある。調査対象の6町では八木町のみが平成2年度に「八木町の生涯学習振興に向けての構想」として、そのような「構想」をまとめている。

調査では6町で計56の生涯スポーツ事業があげられた。それらを「誰もが、自己の能力に応じて楽しくできる」スポーツとして新たに開発され、普及してきた「ニュースポーツ」と競技性や激しい肉体活動をとまなうものも含むそれ以外の「伝統的スポーツ」⁽¹⁰⁾の二種に区分し、そのうえで次にみる3種の事業形態別に分析した。その結果、「地域組織型のスポーツ事業」（町の下部行政組織である地区や体育振興会組織が参加を組織するものや比較的参加人数が多い事業）のほとんどが「伝統的スポーツ」であった。また、「競技型スポーツ事業」には「伝統的スポーツ」が多いが、「ニュースポーツ」の中にも競技型で行われるものがある。一方、「みんなのスポーツ型事業」（競技性が低い「ニュースポーツ」と「伝統的スポーツ」でも「誰もが、自己の能力に応じて楽しくできる」という性格が強いもの）では「ニュースポーツ」が多い。「普及・啓発型（教室型）スポーツ事業」では「伝統的スポーツ」の場合はスキーが中心であり、「ニュースポーツ」の場合は各種スポーツが取り組まれていた。

なお、56事業のうち53事業が継続事業、2事業が新規事業、1事業が単年度事業である。

事業全般に対する担当者の評価は8割近い44事業で「特に問題はなかった」とされ、「考慮すべきことがあった」とする回答は12事業であった。自由記述では、その理由として5事業で参加者が少なかったこと、3事業で開催時期や行事進行等の時間の問題、さらに2事業で事業内容があげられていた。

参加者数が企画どおりかどうかを尋ねた質問では、43事業が企画どおりであり、残り13事業が企画より少なかったとされた。

参加者の満足度については、45事業で「満足したと思う」とされており、そう考える理由（自由記述）には、参加者の声や感想から、事業内容がよかったから、参加者間の交流が深まったから、等があげられていた。一方、「不満があるかもしれない」とする事業は8事業あり、その理由には事業内容が参加者の要求を満たさなかったのではないかとということや、参加チーム数が少なく、試合数が予定どおり組めなかったこと、等があげられていた。なお、13事業で参加者の声やアンケートの結果が満足度を判断する根拠としてあげられていた。

3-2 生涯スポーツ事業の行政評価に関する担当者の意識

行政が生涯スポーツ事業を支援したり実施する場合、事業の計画段階や実施段階、さらには事業結果をふまえた評価が必要だが、それが実際に行われているのか、またどのように行われているのか知る必要があるのではないかとことが調査の課題意識であった。しかし、一般行政における評価そのものが行政課題として認識され始めた段階であるので、生涯スポーツ行政の評価だけが個別に成立しているとは考えにくい。そこで調査では生涯スポーツ行政担当者の評価に関する意識を一般的に尋ねた。

まず、「教育委員会が関係する生涯スポーツ事業については、適宜その見直し（評価）を行っている」という質問には、3町が「そのとおりである」、2町が「どちらかということそのとおりである」と答えている。このことから生涯スポーツ行政担当者は事業の評価を意識しているといえる（なお、残る1町の回答は「どうともいえない」であった）。

ところで、事業評価には評価の客観性を確保するための基準となるべき何らかの指標が必要だが、これについては6町ともそのような行政指標をもたなかった。したがって、実際の評価にあたって意味をもつのは担当者の「主観的」な評価指標ということになる。

そこで、評価指標を5点あげ、回答してもらった。肯定度の強い回答（「そのとおりである」、「そう考える」、「いつもそう考える」）に+2点、それよりも弱いもの（「どちらかということそのとおりである」、「どちらかということそう考える」、「時々そう考える」）に+1点、否定的回答（「そうは考えない」）に-1点を与えたところ、「事業目的が達成できた」を指標とするが+11点、「参加者の満足度」が+6点、「事業が計画どおり行われた場合」が+6点、「企画どおりの数の参加者」が0点、「予算が適正に執行されていれば」が-1点、であった。したがって、評価指標としては事業目的の達成や参加者の満足度、さらには事業の計画どおりの実施、に重点が置かれており、それらに比して参加者数や予算の適正執行の比重は高くなかった。

また、事業評価にあたって参加者の評価、事業の実施に係わる関係団体の評価、同じくスポーツ指導者の評価を考慮する必要性についてはすべての町、すべての項目で認識されており、順にそれぞれ6町中、4町、5町、4町で実際に考慮されていた。

4 まとめ

生涯スポーツ事業が各町の生涯学習や社会教育（体育）の計画に組み込まれたり、また実際に予算措置をとる行政事業として実施される以上、行政担当者によるそれらの事業の評価を避けることはできない。実際、6町全体で56の生涯スポーツ事業が取り組まれ、そのうち約8割が行政担当者によって全体として問題なく実施された事業として認識されていた。また、調査対象の6町のうち5町の担当者が生涯スポーツ事業について「適宜その見直し（評価）」を行っていた。

しかし、その際、評価の客観的な基準となる指標は各町とももっておらず、したがって、その評価はまだ担当者の主観的な評価のレベルを越えていなかった。とはいえ、参加者や関係団体、スポーツ指導者の評価（それが実際には、いわゆる参加者の「声」を聞く等の段階であろうと）を考慮する必要性は認識されており、また多くの担当者が実際に考慮していた。このことが現状においては評価の客観性をいくらかでも保障する要素となっているのではないかと考えられる。

註

- (1) 市川 哲・三浦敏弘『過疎地の地域スポーツの健康教育学的研究』（平成6・7年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書・一般研究C・課題番号06610259），p.37。
- (2) 守能信次「現代社会におけるスポーツの課題と展望」：浅見敏雄・宮下充正・渡辺融編『現代社会とスポーツ』（現代体育・スポーツ体系第3巻），講談社，1974，p.231。
- (3) 同上
- (4) 厨義弘・田上博士「地域スポーツの新しい文脈とその展開」：厨義弘・大谷善博編著『地域スポーツの創造と展開』，大修館，1990，pp.14～18。
- (5) 齊藤達三『総合計画の管理－新しい自治体計画の実効性－』勁草書房，1994，p.82。
- (6) 社会教育行政の評価については，辻功「社会教育の評価理論」：伊藤俊夫・河野重生・辻功編『新社会教育事典』，第一法規，1983，pp.545～551. にふれられている。
- (7) 生涯スポーツ事業の目的に関して「国家的サイド」と「住民サイド」からとらえ，前者は「地域社会崩壊の危機感からのコミュニティ再編政策の一助として位置づけ，生涯教育や健康問題解決のために住民スポーツの奨励を」行うのに対し，後者は「余暇時間の有効利用や健康問題などからスポーツ欲求の増大があり，また，日常の地域社会で豊かな生活を求める新しいコミュニティの創造意欲などの中にコミュニティ・スポーツへの高まりが見られる」とする見解もみられる（川西正志・中島豊雄「地域社会のスポーツ」：上掲『現代社会とスポーツ』，pp.76～77）。
- (8) なお，調査は文部省科学研究費による「住民を対象にした生涯スポーツの行政評価と参加者による学習評価に関する実証的研究」（平成9・10年度・基礎研究(c)(2)・課題番号09610287・研究代表者・市川 哲，共同研究者・三浦敏弘）の一環として行われたものである。調査結果の詳細については同報告書（『住民を対象にした生涯スポーツの行政評価と参加者による学習評価に関する実証的研究』，1999年3月）を参照されたい。
- (9) 吉川弘「生涯学習のまちづくりと生涯学習推進・社会教育計画－生涯学習推進・社会教育計画立案の意義」，吉川弘・角替弘志編著『生涯学習推進計画・社会教育計画』，文教書院，1996，p.16。
- (10) 八代勉「生涯学習社会と地域スポーツの振興」：岡本包治編著『地域における生涯スポーツの振興』，ぎょうせい，1992，pp.7～8。